

平成23年9月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成23年9月28日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について
 - 議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
 - 議案第50号 市道路線の認定について
 - 議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について
 - 議案第52号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
 - 議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - 議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
 - 議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第56号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第58号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
 - 認定第1号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成22年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成22年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成22年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成22年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第8号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第9号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について
 - 請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願
 - 請願第4号 子育て支援の充実を求める請願
 - 陳情第8号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情
 - 陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市

町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

(日程追加)

日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	杉浦幸七
教	育長	岸上善徳
経営戦略グループリーダー		深谷直弘
危機管理グループリーダー		亀井勝彦
地域協働部長		加藤元久
地域政策グループリーダー		岡島正明
財務評価グループリーダー		竹内正夫
市民総合窓口センター長		新美龍二
市民窓口グループリーダー		木村忠好
市民生活グループリーダー		芝田啓二
税務グループリーダー		森野隆
収納グループリーダー		内藤克己

福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
文化スポーツグループリーダー	山本時雄
都市政策部長	小笠原修
都市整備グループリーダー	平山昌秋
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
行政管理部長	大竹利彰
人事グループリーダー	鈴木信之
行政契約グループリーダー	内田徹
情報管理グループリーダー	時津祐介
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿巖
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は、全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで、11番、鷺見宗重議員から発言を求められていますので、これを許可いたします。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 去る9月8日木曜日開会の本会議において、第4日目における認定第1号

平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定の総括質疑におきまして、私が発言した中で不穏当な内容がありましたので、その全部の取り消しをお願いするものでございます。

内容は、2款1項20目諸費中の自衛官募集事業に関し、私が質問いたしました発言の内容の全部の取り消しをお願いいたします。

何とぞ御許可いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） お諮りいたします。

ただいま11番、鷺見宗重議員より発言の取り消しの申し出がありましたが、この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認め、鷺見宗重議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

それでは、次にお諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○総務建設委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月20日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託されました議案7件、請願・陳情各1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第48号 高浜市税条例等の一部改正については、納税管理人とはだれを指すのか、また市内においてどれぐらいの不申告の件数があるのか、そして虚偽の申告についてはとの問いに、納税管理人というのは、納税義務者が海外等で不在の場合、代理人として納税管理人を指定して申告していただくものです。また、市民税に関する不申告については、その都度やむを得ない事情ということで、過料を課す実績はないとのこと。虚偽の申告についても実績はないとの答弁で

した。

また、個人市民税における寄附について、NPO法人に対する寄附についても税制が優遇されるということであるが、高浜市内のNPO法人のそれぞれに寄附するものか、それともまとめて寄附するものか、どのような方式かとの問いに、高浜市内に9団体あるが、寄附金控除というのは、その各団体に市民の方が寄附をする個人に対しての控除ですとの答弁でした。

議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第50号 市道路線の認定について、質疑ありませんでした。

議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）については、2款2項1目の賃金について、市税の賦課事業及び徴収事業などの臨時職員の賃金等が今回補正をされているが、今回の補正増の理由及び業務内容等についての問いに、まず臨時職員雇用の人件費については、予期しない退職や育休等、緊急的な人員不足に対応するため、人事グループで臨時職員雇用にかかる人件費を、当初予算で今年度は臨時職員6人分の各半年分を計上しております。10月から翌年3月までの下半期については、各所管グループのほうで対応することとなっております。

したがって、この9月議会で各関係グループから賃金の補正が出されています。具体的には、市税賦課事業では、今年度新規採用予定者の採用辞退に伴い、下半期分として税務グループで対応する補正です。市税等の徴収事業については、正規職員の育休代替に伴う臨時職員の人件費補正となっております。臨時職員の増となっている主なものは、保育園、幼稚園で、フルタイム、パートタイムを含めて11人増員となっておりますとの答弁でした。

産業経済活性化事業の増額補正は申請件数がふえたことによるものと思うが、どのようにふえているのか。また、コミュニティビジネスの創出支援事業が127万6,000円減額され、県費補助対象ということで3款1項8目へ組み替えたと聞いているが、市民全体枠から高齢者枠への変更は、利用枠としては狭くなったと思うが、その理由について、また当初予算との差額が67万4,000円あるが、それで当初の事業をカバーするのか、振り分けた理由及び残金等の扱いはとの問いに、がんばる事業者応援補助金については、8月末までに6件の申請を受理し、交付決定を通知しています。今回、補正の理由は、PRや相談にも努めている中で、申請をしたいなどと感触のある方々が約7件、そしてあと半年ありますので、枠取りとして計上するものとの答弁でした。

また、組み替えの理由は、介護予防や健康増進を図る「生涯現役のまちづくり」の中に今後の高齢者を支える大きな一つの方法としてコミュニティビジネスがあると考えます。そして、担い手というのは、高齢者や子育てを終えた女性の方が主流になりますので、こういったことを生かしていくのはまたとないチャンスだと考え、国や県の補助金を打診している中で、県より補助金がおることとなり、乗りかえて今回このような形となりました。高齢者には特化しておりますが、一般の方にも広くコミュニティビジネスを理解していただければ、高浜市の将来にプラスな

要因になると考えていますとの答弁でした。

また、残金の関係では、195万円の中から127万6,000円を差し引いた67万4,000円の残金については、コミュニティビジネスの案内冊子を作成したり、状況を見て必要な支援施策をしていきたいとの答弁でした。

議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）については、一般被保険者療養給付金の補正額が2億6,245万3,000円という大変大きな額が計上されているが、その理由と平成23年度の国保財政の見通しについてはとの問いに、保険給付費は高額な治療、入院の発生により大きく伸びました。5月支払い分において、新規に医療費が100万円を超えるものが12件、6月支払いで9件、7月支払いで11件ありました。これまでに当初予算より一月当たり2,187万円ほどの増加となっているため、1年間を通しますと2億6,245万3,000円ほどの増加となる見込みで、補正計上いたしました。また、見通しについては、平成23年度は保険給付費の大幅な増加に対して、歳入の大きな増は見込めないもので、大きくマイナスに転じるものと考えているとの答弁でした。

議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、医療広域連合納付金の補正理由について及び人件費確定に伴う一般会計繰入金の減額補正の理由についての問いに、広域連合納付金については、出納閉鎖期間23年4月、5月分に納入したものであるが、22年度中に納付できないため、23年度に納付することになり補正計上したものであるとの答弁。また、繰入金の減額については、職員給与等の支払い実績より繰り入れた額のほうが上回ったため、その分の繰入金を減額していますとの答弁でした。

請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願については、請願趣旨の文面には、「やりくりも限界、国保税が高すぎて、払いたくても払えない」とありますが、これは明らかに、低所得者を想定していると思います。しかるにこの請願事項には、1世帯1万円以上の引き下げをうたっており、高所得者も含めた請願になっています。医療費の高騰など厳しい財政状況の中、全世帯に対しての引き下げが果たして必要であるかと考えると、必要ではないと考えますので、この請願には反対との意見。

また、別の意見では、高所得者も含めた全世帯というのは問題であり、低所得者に対しては、既にいろいろな施策で減額減免措置がされている。そういった部分で十分と言えないまでも、高浜市の財政事情から勘案しても、この陳情には反対との意見。また、別の意見では、200万円ぐらいの給与で、所得が150万円ぐらいの方でも、保険税が20万円を超える方もいる。国保税が高いということを皆さんが思っている。これはだれもが安心して医療が受けられるということを願って出された請願ですので、紹介議員でもあり賛成との意見でした。

陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情については、最初の議会改革会議が行われた際に、私ども市政クラブが本会議場に国旗、市旗の掲揚を提案いたしました。残念ながら現状維持と

いう形になりました。今の状況を考えてみると、日本は大震災、歴史的な円高、そしてまた隣にやっかいな国がたくさんある。そういった中で、私どもがやらなければならないのが、国を愛するという考え方をはぐくんでいく必要があると考えます。国家を象徴する国旗を議会が率先をして議場に掲揚し、国を愛する気持ちを率先して進めていくべきだと思います。よって、この陳情には賛成との意見。

また、別の意見では、これまで議場に日の丸はなかったわけですが、何か不都合があったのでしょうか。議場はさまざまな人の意見が交わされる言論の場ですので、シンボリックなものを置くということは、一つのものに固めるということもありよくないと思います。日の丸はアジアや沖縄の方々にとって侵略戦争に駆り立てた象徴ともなったもので、多くの人が疑問を持っています。平成11年に法律ができましたが、強制するものではないということが付記されております。議場に一つの価値観や思想を持ち込むことは、強制力が働き好ましくないと思うので、この陳情には反対との意見。

また、別の意見では、国旗を議場に積極的に掲揚する必要性は現時点においては感じていないが、国旗を大切にするとということ、これには全く異論がないので、本陳情には趣旨採択との意見でした。

採決の結果を申し上げます。

議案第48号、第49号、第50号、第51号、第54号、第55号、第57号は、挙手全員により原案可決。
請願第3号は、挙手少数により不採択。

陳情第12号は、挙手多数により採択。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、幸前信雄議員。
6番、幸前信雄議員。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 登壇〕

○福祉文教委員長（幸前信雄） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をいたします。

去る9月21日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件、請願1件、陳情4件について審査しましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第52号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、委員より、基本

構想の策定義務づけが廃止された背景はとの問いに、地方分権改革推進計画に基づき、地域のことは地域で決め、活力ある地域社会をつくるという趣旨で、策定義務づけが廃止されたとの答弁がありました。

議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、公立保育園の2園が民間移管されるということですが、今後の民間移管の予定はとの問いに、国の子ども子育て新支援システムで、幼保一体施設への移行が進められているが、財源措置が示されておらず、現時点では全くの白紙との答弁。

さらに、幼稚園の民間移管についてはとの問いに、幼保一体施設の中身が明らかになれば、積極的に計画していきたいとの答弁でした。

別の委員より、民間移管することによる費用対効果はとの問いに、国・県の補助金として、今の試算では5,520万ほどが入ってくるとの答弁。過去に、すべての園を民営化はしないとの答弁がありましたが、今も変わらないかとの問いに、市の保育責任がある中で、新たな子育て支援策を市として打ち出していくために、存在意義があると考えているとの答弁でした。

別の委員より、知多学園に委託することで、サービスはどうなるかとの問いに、早朝・延長保育や重度障がい児の受け入れ等の提案がなされているとの答弁。

早朝保育が公立園のときにできていない理由はとの問いに、市内の保育園を選択できるようにしている点、要望が多いわけではない点と民間園の場合、人事体制などフレキシブルに対応が可能であるとの答弁でした。

議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、こども・若者成長応援事業が2部構成となっている理由と今後の対応はとの問いに、県の安心こども基金から補助金をいただいている事業で、単年度で完了するという前提条件があり、今回2部構成とした。来年度も継続する予定との答弁。

さらに、来年度の費用はどうするのか、また完成した後の権利関係と利用方法はとの問いに、愛知県の補助金はことしで終わりとの話を聞いており、そうなれば、市単独分の単費を投入したいと考えている。権利は、市のほうに帰属。利用方法は、市内で上映等開催していきたいとの答弁でした。

別の委員より、バコハと未来塾のスタッフがどのようにかかわるのかとの問いに、バコハの中高生の子供たちには、企画運営にかかわっていただき、未来塾の子供には、今年度、ビデオクラブの講座が立ち上がったこともあり、映像の撮影をしていただくことを考えているとの答弁でした。

高齢者コミュニティビジネス創出支援事業について、委員より、講演会を開催されるという内容ですが、講演会の規模・内容・人選はとの問いに、100から150名程度の規模で、コミュニティビジネスの意義・特徴等を伝えるとともに、ビジネスの可能性や先進事例等の紹介をしていく内

容。参画される方は、商工関係・福祉関係・若手の職員・まちづくり協議会に参画されている方等を考えているとの答弁。

別の委員より、行政としての支援方法はどの問いに、支援セミナーの開催・創出時の資金的な提供、または物的・人的支援を検討していきたいとの答弁。

さらに、コミュニティビジネスにより行政コストの削減の考えがあるかとの問いに、この事業自体は、もともとコスト削減するための事業ではなく、事業を通して、補完性の原則に立ち返るものと考えており、その結果として、行政コストのよい方向にはね返ってくるものとの答弁。

NPOやまち協の事業の後押しになってくるものなのかとの問いに、この事業は、健康増進、介護予防を行う、その中でまち協さんが、主体的にやっていただけるものがあれば協力をお願いしたいとの答弁でした。

食育啓発物品作成委託料の委託先と啓発作品とはどの問いに、岡崎森林組合に委託をし、イベント時に使うはしをつくることと、NPOあかおにどんに委託し、はしを使う使い方の模型を制作し、幼稚園、保育園で利用するとの答弁でした。

委員より、協働事業ハード整備費交付金は何に使われるかとの問いに、地域からの提案をいただいたもので、例えばLEDの防犯灯の設置とか人形小路あたりの伝承工房とかに使っていただいているとの答弁。

委員より、公共施設等整備基金の設置の背景・目的及び特定の公共施設整備を行う予定はどの問いに、施設ごとに基金を設けていたものを統合し、効率的・効果的な運用を目指して1つに再編。基金目標額、平成25年度末までに8億円を積み立てる計画については、公共施設のあり方を検討していく中で検討していくとの答弁。

委員より、生涯現役のまちづくり調査研究事業・介護予防プログラム分析調査事業について、今回、調査研究で実施されるが、次年度以降の活動・将来的にどのように考えているのかとの問いに、今年度は県の補助金の実績報告にかえさせていただく予定ですが、まず自分たちの健康について考え、自分にとって健康な場所はどこかを時間をかけて話し合い進めていきたいとの答弁。

別の委員より、生涯現役のまちづくりを議論する会議体はどういった人が参加されるのかとの問いに、商工関係・福祉関係・まち協と福祉部と他の部署を含めた職員で構成との答弁。

別の委員より、事業としての将来のビジョンをどのように持ち、費用対効果をどのように考えているのかとの問いに、健康づくりをして高齢者が元気なまちをつくっていきたくと考えており、ミルク分析を使って効果を視覚化していきたい。行政は費用対効果で考えにくい部分が往々にしてあり、できるだけ費用をかけずに、既存のものを横につないで、コストを抑えていくことを考えているとの答弁。

委員より、市民後見人について、全国でどれくらいの市町村がモデル対象となり、選任要件はどの問いに、全国で37市町がモデルになり、職業後見人を目指し、成年後見人のサポート役を務

めていただくことを想定しており、市民後見人がひとり立ちすることを想定していないとの答弁。

議案第56号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

議案第58号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、緊急雇用創出基金事業で設置する標高サインの設置場所は、市民の意見はどのように調整し、設置する場所は市内全域かとの間に、市民会議でおおむねの方向性を決めていただき、町内会を通して現地の方の意見を集約し、設置場所は、今年度は、津波とか水害のハザードマップの影響がある地域に特化して進めていきたいとの答弁。

続きまして、請願第4号 子育て支援の充実を求める請願について、委員より、学校給食は個人消費活動で、受益者負担の原則を踏まえ反対。

別の委員より、限られた財源で将来にツケを回さないという観点で反対。

別の委員より、学校給食法で定められた内容により反対。

別の委員より、給食も教育の一環であり、憲法の義務教育を保障するとの条項より賛成。

陳情第8号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について、委員より、教育についてたくさんの課題のある中、きめ細かな指導をするために学級規模の縮小が必要であり、国庫負担率2分の1の復元に賛成。

別の委員より、日本は公的教育支出がOECD加盟国中最下位という現状もあり賛成。

別の委員より、国や地方自治体の役割を引き続き検討する必要があると考えるので趣旨採択。

陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、公立高校の授業料無料化が始まり、私学についても同額の軽減がなされており、国の財政状況を考えると、今回、趣旨採択。

別の委員より、国においても復興支援が大変な中、趣旨は理解できますので趣旨採択。

別の委員より、学校ごとに補助金を算出する標準的運営費方式を実施すべきと考えているが、陳情の内容は理解できるので趣旨採択。

別の委員より、公私間の格差が大きく、高校選択に大きく影響することから賛成。

陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、愛知県では県立高校を2校受験でき、自分に合ったレベルの学校選択もできる中で、特徴ある私立高校を選択した代償は費用であると考えますが、考え方は理解できるので趣旨採択。

別の委員より、県の財政も厳しい中ではありますが、私立高校の厳しさも理解できるので趣旨採択。

別の委員より、愛知県の私学助成は全国的に見ても高い水準ですが、趣旨は理解できますので趣旨採択。

別の委員より、急激な景気の悪化で退学する生徒もおり、緊急の経済悪化に対応できていない

ので賛成。

陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、私立の授業形態や建設、建築等公立に比べよいと考へ、そのことを知って私立に行かれたので反対。

別の委員より、現在の高浜市の所得額に応じた補助方式に大賛成であり、この陳情に反対。

別の委員より、私学の生徒が急激な景気の悪化でやめなければならない現状を考へて、この陳情に賛成。

別の委員より、高浜市は既に市独自の支援を実施しているため反対。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第52号は、挙手全員により原案可決。

議案第53号は、挙手多数により原案可決。

議案第54号、第56号、58号は、挙手全員により原案可決。

次に、請願第4号は、挙手少数により不採択。

次に、陳情第8号は、挙手多数により採択。

次に、陳情第9号、陳情第10号は、挙手多数により趣旨採択。

次に、陳情第11号は、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案・請願・陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

[福祉文教委員長 幸前信雄 降壇]

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

[決算特別委員長 幸前信雄 登壇]

○決算特別委員長（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、認定第1号から認定第9号までであります。

委員会は、9月12日から14日までの3日間開催し、初日12日は正副委員長の選出を行い、委員長には私、幸前信雄、副委員長には杉浦敏和委員が選出されました。委員会記録の署名委員には、杉浦敏和副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地視察では、橋りょう改築事業を初め計3件の視察を行い、証憑書類の審査は午後1時より行いました。

13日は、認定第1号の質疑を行いました。

14日は、認定第2号から第9号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

なお、質疑に先立ち、当局より、主要施策成果説明書で誤解を招く記載があり、おわびと訂正がしたいとの申し出がありました。

その内容は、174ページ、4款1項3目の地域医療振興事業の項目で、(1)負担金、西三河学会負担金5万円の項目は、高浜市立病院の移譲に関する協定書に基づく医療法人豊田会への財政支援ではないので、2、地域医療振興事業のすぐ下の位置に記載位置の訂正をしたいとのことであります。

次に、主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入について、市税・使用料及び手数料の不納欠損額・収入未済額の要因はとの問いに、市税の不納欠損額は、前年度と比べて1,797万減、要因としては、固定資産税・都市計画税の高額な不納欠損処理が皆無であったこと。

高浜市債権管理条例の施行に基づき整理したことにより減少したとの答弁。

市税の収入未済額は、前年度に比べて2,452万、4.4%減で、その要因としては、調定額が1億5,914万、1.8%減となったことに加え、年間を通じて計画的に税収の確保に向けて、滞納整理活動を行ってきたことが主な要因との答弁。

使用料及び手数料の不納欠損額177万は、市営住宅使用料の滞納額277万のうち177万を債権放棄したもので、この債務者について顧問弁護士に納付相談を行い、多重債務者であったことが判明し、過払い金の回収に成功したことを受け、顧問弁護士の意見も踏まえて、100万の一括弁済を条件に残りの177万の債権を放棄したとの答弁。

収入未済額については、前年度収入率が88%が93.6%に上昇。今年度から顧問弁護士に納付相談を行った結果との答弁。

法人市民税の23年度現在の現況と今後の予測、24年度の見通しはとの問いに、今年度の状況につきましても、8月分までの調定では3億9,000万ほどとなっており、当初4億1,000万の予算額に対して、約6億の決算見込みで試算しているとの答弁。

24年度は、トヨタ関連においても約3割減の決算見込みであり、円高・震災の関係もあり非常に不透明な状況でつかみづらいとの答弁。

地方交付税の交付理由と今後の見通しはとの問いに、地方交付税は基準財政収入額が基準財政需要額を下回った場合に交付されるもので、平成23年度は、22年度に引き続き交付されることとなっており、現段階で2億6,949万、24年度以降は、基準財政収入額の伸びが期待できないことから、一、二年は交付されると考えているとの答弁。

都市計画税の市独自の減税というものを高浜市が検討しているかどうかとの問いに、現状、都

市計画事業費が都市計画税を大きく上回っている現状にあるので、税率の引き下げは考えていないとの答弁。

市営住宅・借上公共賃貸住宅の入居率はとの問いに、9月1日現在、市営住宅が98.6%、借上公共賃貸住宅が51.3%との答弁。

さらに、借上公共賃貸住宅の入居率を上げる方策はとの問いに、不動産会社への斡旋契約をつくってみたり、案内看板の設置をしたり、センター長が営業部長として、市内の大手企業に、社宅とかアパートとして利用していただけないかとの営業活動を行ったりとさまざまな努力をしているとの答弁。

雑入の資源ごみ回収収益金が69.5%ふえた理由はとの問いに、キロ当たり単価が改善され、前年度に比べて例えばスチール缶で363%アップというように、単価増が非常に大きいとの答弁。

次に、歳出について、1款議会費については質疑ありませんでした。

2款総務費について、市民予算枠事業の成果に対する担当グループの評価はとの問いに、8団体から10事業の提案がなされ、事業の趣旨である地域のやりたいという思いを実現する第一歩は踏み出せたと考えているとの答弁。

備蓄品の食料・飲料水は今後積み増しするのかとの問いに、地域防災計画上の避難者に対応できるよう整備しているとの答弁。

水防業務を委託している高浜市消防団への指揮命令はどうなっているのかとの問いに、消防団については、団長から各分団長に指示命令系統が出て、各分団長から団員の方に指示命令が出ているとの答弁。

家具転倒防止器具取り付けの件数が6件と少ない理由はとの問いに、対象世帯がおおむね65歳以上の単身高齢者や高齢者世帯のみと障がい者を対象とする制度で、制度発足が平成16年からで累計170件の申し込みがあったとの答弁でした。

わかりやすい予算書の発行部数と成果はとの問いに、疑問編と財政状況編の2種類を350部ずつ発行し、市民会議でのアンケートでは市の財政状況がよくわかるようになったとの声があったとの答弁。

防犯灯をLEDに切りかえる予定はとの問いに、防犯灯が市内で2,158灯あり、このうち20Wの蛍光灯が1,131、これらを今年度と来年度にかけて、国の交付金を利用して10WのLED灯にかえていくとの答弁。

構造改革推進事業の「高浜版事業仕分け2010」の成果と今後の進め方はとの問いに、目的の1点目、行財政全体の再構築に結びつけるのは、十分な成果を得られたとは言いがたい面もあり、平成23年度はその反省を踏まえて実施した。2点目、市民の方に事業の内容を知っていただくことについては、2日間で550名を超える市民の方に傍聴いただき、広く認識いただくことができた。3点目に、職員の意識改革を図ることについては、さまざまな気づきを得ることができた。

今後の進め方は、事業仕分けについては一たん終了し、行政評価システムの中でその手法を活用していくとの答弁。

基金の積み立てに対する考え方はどの問いに、平成25年度末の公共施設等整備基金残高を8億程度まで積み増すとの答弁。

子ども医療費を市民予算枠事業と分離する考えはどの問いに、市民予算枠事業に位置づけることにより、市民の方にこれだけ医療費が膨らんでしまうということを認識いただくためとの答弁でした。

3款民生費について、いきいき広場の拡張工事の関係で、日本福祉大学の現状復帰のための負担費用及び高浜市との賃貸契約が中途解約との説明が以前あったが、違約金の請求をしなかった理由はどの問いに、日本福祉大学と工事請負業者の間で、現状復帰工事契約を締結し、金額は672万7,602円、2人の弁護士に相談した結果、高浜市の目指した「福祉でまちづくり」に多大に貢献いただいたこと、これからも高浜市の行政課題に協力体制を構築いただけることを理由に違約金の請求をしなかったとの答弁でした。

障害者自立支援サービス円滑化事業補助金、これはチャレンジサポート高浜への補助金ということですが、チャレンジサポート高浜の利用状況はどの問いに、現在、就労移行事業が定員15名に対して17名、生活介護が定員15名に対して22名、ことし4月からできた就労継続B型は、定員10名に対して2名が利用との答弁。

保育園管理運営事業で待機児童がいますが、待機児童に対しての考え方はどの問いに、ことしは少し待機児童が多く、0歳児、1歳児で発生しています。対応としては、民間園の弾力運用で未満児も含めて47名の弾力運用を行っており、来年度以降、民営化を進めていく中で、弾力運用での対応、そのほかに家庭的保育で未満児の待機児童対策をしていきたいとの答弁。

平成22年度で生活保護の認定に至った受理件数と却下件数はどの問いに、申請件数が37件、うち保護開始件数が35件との答弁。

子ども医療費の無料化の利用状況・成果と今後の課題はどの問いに、以前の3分の2助成していたときと比較すると1.9倍の実績となっており、成果として、子育てに対する経済的負担軽減、現物給付になったことによる申請手続の負担の軽減が挙げられる。課題としては、必要な医療を正しく受診いただくための啓発活動が必要との答弁でした。

いちごプラザ運営委託料が減額となった理由はどの問いに、高浜市社会福祉協議会に委託している事業で、平成21年度は3人の職員の支援者での委託であったものを子育て家族支援ネットワーク事業に1人移しかえたとの答弁でした。

4款衛生費について、地域医療振興事業、病院の運営費の補助金が予算額より1億6,000万円ふえた理由と、どのように努力されたかとの問いに、患者の伸び悩みにより予算額を上回る結果となった。今年度から内科外来の新患の受付は毎日午後3時まで対応したり、刈総本院との連携

により、検診からの外来患者の獲得、21年度末3名であった常勤医が22年度末には5名にふえ、病床利用率の向上に努めているとの答弁。

病院群輪番制病院運営負担金とはとの問いに、2次救急を行っている4病院に対して、西三河、西尾を含めた幡豆3町が人口に応じて負担金を支出しているとの答弁。

5款労働費について、衣浦職業訓練センターの補助金が前年に比べて1,000万減額になった理由はとの問いに、公社職員が1人退職したことが大きな要因で、衣浦職業訓練センターについては、平成22年度末で解散したとの答弁。

6款農林水産業費について、明治用水中井筋の改修事業、水環境事業の進捗状況と負担割合はとの問いに、中井筋の改修は平成27年度までの事業で、平成22年度末で約50%の進捗、国が50%、県が25%、地元が25%の負担割合で、地元負担のうち23%が高浜市負担。水環境事業は、平成26年度までの事業で、平成22年度末で約40%の進捗、負担割合は中井筋と同じで、地元負担のうち14.9%が高浜市負担との答弁。

7款商工費について、がんばる事業者応援補助金でもたらされた効果はとの問いに、売り上げが向上したとか、新しいビジネスへの展開との効果をとらえているとの答弁でした。

8款土木費について、都市計画総務費の総務事業が予算に比べて大きく減額されている理由はとの問いに、21年度から繰り越した分の委託の業務があり、その分で決算が減っているとの答弁。

9款消防費について、消防団の方への退職金は分団に入るのか個人に入るかの問いに、退職報奨金は衣浦広域消防からの支払いとなり、高浜市は衣浦広域消防に負担金として支出しているところまでしか把握していないとの答弁。

10款教育費について、図書購入費が減額となっている理由はとの問いに、平成22年度・23年度の「緊急財政方針」に基づいて、図書購入費についても必要最小限の購入とお願いした結果、減額となった。

地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を受けられるようになり、平成23年度、2.8倍の予算を確保できたとの答弁。

放課後居場所事業の成果はとの問いに、平成22年度は高浜小学校をモデル校として実施し、112日間、延べ2,586人の子供さんが放課後遊んで、その中で協調性が養われたとの答弁。

11款災害復旧費の質疑はありませんでした。

12款公債費について、債権の中で利率の一番高いものはとの問いに、昨年度、7.3%の償還を終えたので、現在は6.6%のものが一番高いとの答弁でした。

13款諸支出金、14款予備費、いずれも質疑ありませんでした。

認定第2号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険税が減額になった理由と、保険給付費が減額になった理由はとの問いに、個人市民税が減収となり個人所得割額が大きく落ち込んだことにより、国民健康保険税が減額となった。保険給

付費は、高額な治療、入院が前年度より少なくなったとの答弁。

レセプト点検実績はとの問いに、12万8,981枚のうち過誤調整、再審査請求と合わせて2,094件の点検実績との答弁。

認定第3号 平成22年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第5号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、汚水施設総務事業の負担金が昨年の約2.3倍に増加した理由はとの問いに、平成22年度に終末処理場の衣浦東部浄化センターの水処理施設の増設工事を行った結果、愛知県と流域市の一つである高浜市が費用負担をしたとの答弁。

分担金及び負担金が普及率がふえたにもかかわらず、減額となっている理由はとの問いに、下水道の受益者負担金で、賦課する対象の年度の面積によって金額が変わるとの答弁でした。

認定第6号 平成22年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第7号 平成22年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第4期介護保険事業計画初年度の平成21年度の事業計画標準給付費計画値に対する実績値95%と聞いているが、平成22年度は介護給付費準備基金の残高はとの問いに、実績値割合94.9%、8,897万5,504円との答弁でした。

認定第8号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、夫婦でどちらかが75歳になると後期高齢者に加入することになるが、保険料が上がってしまうのかとの問いに、国保の世帯の方のうち一方が後期高齢者医療保険に移行した場合、国保税の世帯にかかる平等割額を2分の1という軽減を図っているので、負担増になると考えていないとの答弁でした。

認定第9号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について、有収率が下がった理由と年間総有収水量が増加しているのに、動力費が下がった理由はとの問いに、有収率は高浜・吉浜両配水場に設置されたメーターが交換時期が来たので仮のメーターを設置したが、その仮メーターの感度がよ過ぎて入水量が多くなったように見えたということで、現在は本メーターに切りかえている。動力費は、高浜配水場の配水ポンプを省エネで効率のよいものに5台のうち3台を交換した結果、その効果が出たとの答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

認定第1号、認定第2号は、挙手多数により原案認定。

認定第3号、認定第4号は、挙手全員により原案認定。

認定第5号は、挙手多数により原案認定。

認定第6号は、挙手全員により原案認定。

認定第7号、認定第8号、認定第9号は、挙手多数により原案認定。

以上が、審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、反対の立場から日本共産党市議団を代表して討論いたします。

高浜市の公立保育園の民営化は、高浜市が13年前に南部保育園を民営化したのを初めとして、よしいけ保育園の民営化が行われ、その後、豊田、刈谷、碧南など各地で急速に広がっています。

廃園が計画された保育園に通っている子供などは、攻撃的になる子供など、環境の激変で不安になる子もいます。こうした計画は、子供も含めた関係者の理解、納得が前提でなければならぬと考えます。

保育の原点は、どんな子に育ててほしいのかが問われています。元気で思いやりがあって賢い子に育てるため、保育の果たす役割は大きくなっています。

特に、少子化が進み、家庭で子供同士の社会体験ができなくなっていることから、保育所での子供同士の共同生活は、子供の成長に欠かせない体験で、そこでお互いを受け入れること、愛し愛されることを通じて成長、発達するため保育所が大きな役割を果たしているのではないのでしょうか。

保育は、子供の成長にとって学校教育と同じくらい重要な役割を持っていますが、日本での社会的位置づけは低過ぎます。

民営化については、推進する自治体、高浜市のねらいは、運営コストの引き下げです。もともと保育の運営費の8割は人件費であります。民営化でコスト引き下げは、人件費の引き下げであることは明白です。

保育園の運営費は、一般財源化され運営が厳しくなっていることは確かであります。民営化すれば国から保育園に補助金が入り、この民営化の流れに沿って進めているのだとしたら、国の民営化の方針に沿うこととなります。

また、民間の保育士さんの場合、給与も20万程度と聞いています。その上、昇給も少なく、長期間保育士として働くことはできない職場になっています。これでは、保育の専門家としての経験も研修も補償されず、保育の質の低下は避けられません。

公立園として最低基準を守り、保育の質を高めてきた流れを逆流させるようなことはさせるべきではありません。

よって、この本議案に賛成できません。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、賛成の立場での討論をさせていただきます。

高浜市における公立保育園の民営化につきましては、平成10年に南部保育園を高浜市社会福祉協議会が公設民営化、そして平成17年に民設民営化をしております。平成13年度によしいけ保育園を社会福祉法人知多学園に民設民営化をいたしております。この間、両園につきましては、早朝・延長保育、重度障害児保育、休日保育、一時的保育、子育て支援センターなど、民間保育所の特色を生かした多様な高品質な保育サービスを積極的に実施しており、保護者の方の入園希望も多く、保育サービス第三者評価でも高い評価を受けております。

平成16年度の三位一体改革に伴い、公立保育所運営費の国県補助金が廃止された中で、民間保育所に国・県から運営費補助金の交付が受けられることで、市の財源でも効果を生んでいることは認識しております。

今後、子供や保護者のさまざまな保育ニーズに対応できる保育環境を整備していくためには、必要な経費を確保しつつ、フレキシブルな対応ができる体制を整備することが必要であると考えます。

昨今、女性の社会進出が増加している。そしてまた、正規雇用がふえてきている中で、ニーズに合ったサービスを提供するために、公立保育園を残しながら民営化をし、バランスをとるということは、市にとってでもありますが、子供や保護者にとっても有意義な手法であると考えて私はおります。

さらに、今回の移管業者であります社会福祉法人知多学園と高浜市社会福祉協議会は、高浜市での民営化保育園の移管事業者としての実績もあり、早朝・延長保育、英会話・体操教室など特色ある保育の実施を提案しております。子供や保護者にとって安心して信頼したサービスを、そしてまた、質を提供できる事業者であると考えております。

また、民営化に伴う激変緩和のため、公立の保育士を民間保育園に派遣するということも必要な措置であると考えております。

さらに、両保育園と一体の施設である吉浜児童センター、中央児童センターにおいても、現状の事業を継承した上で、民間の持つ多様で柔軟な施設運営ノウハウを生かした児童センターの事業展開には期待できるものと考えております。

以上により、平成24年度に吉浜保育園、吉浜児童センター、平成25年度に中央保育園、中央児童センターを民間移管し、移管先に職員を派遣する本議案に、私は賛成をさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時8分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、9月定例会に提出されています議案のうち、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号議案について、日本共産党高浜市議団を代表して反対の立場から討論いたします。

認定第1号 平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について。

本決算は、歳入決算額141億1,433万2,830円、歳出決算額131億3,004万1,666円で、実質収支額は9億6,051万7,714円の黒字となっています。

歳入では、高浜市の財政は、主なものとしては個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税などによって成り立っています。1999年から市民税、法人市民税は20%減税していました。ところが、2006年度に市民税の定率減税は廃止、市民税は増税になりましたが、法人市民税のほうは20%減税したままという大企業優遇税制はそのまま継続しています。

その上、富裕層の証券優遇税制もあり、税の不公平は拡大されるばかりです。必要な財源確保と税の公平を実現するためにも、全国で約8割が実施している法人市民税の不均一超過課税を実施するよう求めるものであります。

都市計画税については7億5,722万円を計上していますが、固定資産税39億142万円と合わせると46億円余に上り、市民の大きな負担になっています。過重な固定資産関連の税負担を軽減するため、当市の業務を見直して都市計画税の引き下げを求めます。

12款1項住宅使用料について、借上賃貸公共住宅は、現在入居しているのが78戸中40戸に入居、空き家が38戸で51.3%の入居率です。平成5年から制度が始まり、平成25年3月31日に契約が切れる住宅では、22戸中16戸が空き家になっているとのことで、これでは高浜市は重い負担となります。空き家解消の抜本的解決の実施を求めます。

19款諸収入では、児童クラブ収入にひとりおや家庭とか低所得者世帯に対する減免を創設して子育て支援として施策をきめ細かく取り組んでいただくよう求めます。

歳出2款総務費では、リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会負担金や中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会負担金というのがありますが、これは赤字が必至の無駄な大型開発であり、これらを進める期成同盟に加盟していることは、大型開発に協力するということでもあります。こうした無駄な大型公共事業は財政破綻の原因であり、直ちに中止すべきです。日本共産党市議団は、伊勢湾口自動車道建設促進期成同盟負担金とあわせて中止を求めてきたところ、伊勢湾口は負担金が中止になりました。同じ大型公共事業で財政破綻の原因となりますので、ともに中止すべきです。

窓口業務では、徴税業務や窓口業務など、市役所の基本的業務を高浜市総合サービス株式会社に委託をしています。住民のプライバシーにかかわる業務を民間への業務請負は認めることはできません。市民から請負が行われているとの指摘があり、職員が認めているとの話もあります。速やかに直営に戻すよう求めます。

市民予算枠事業の中に子ども医療費が入っていると承知していますが、目的が違う事業を1つにして行うのは無理があります。別に分離すべきと考えます。

3款民生費では、いきいき銭湯開放事業を平成23年度から中止しました。高浜市では高齢者の無料の入浴場はどこにもないこととなります。碧南と同じようにサンビレッジの無料券を支給するなど改善を求めます。

保育園管理運営事業で中央保育園が190人の大型保育園ですが、送迎の駐車場がありません。駐車場がないのは中央保育園だけです。以前からこれは問題だと言っていますが、いまだに周りの方たちに迷惑をかけています。平成25年からは、保育園を社会福祉協議会に委託します。社会福祉協議会に委託してから保育園の駐車場を設置するのであれば、もっと早く設置することができます。一刻も早く送迎用の駐車場を整備するよう求めます。

4款衛生費では、地域医療振興事業では病院の運営費の補助金が5億694万5,816円出ています。額に見合った命と健康を守る役割を果たしているとは現状では考えられません。外来患者の伸び悩みが原因で、予算額以上に補助金を出しているとのことですが、患者さんが予定どおりに来院されていない損失分まで豊田会に言われるまま支払っているのは問題です。

平成23年度で最初の約束の3年が終わるということで、今後の協議をするとのこと。運営協議会を開いて協議をしているということでしたが、市民の意見がいかにかき反映され、把握するかが大事で、救急医療など見直しが重要課題であると考えます。

8款土木費では、都市計画費で名浜道路推進協議会に負担金6万円が出ております。いわゆる知多地域と西三河東西の市町でつくっている協議会に入っていますが、高規格道路の大型公共事業を地域から要望するということにもなります。国の赤字の原因になるこのような負担金の協議

会からは脱退するよう求めます。

10款教育費では、標準学力テスト実施の問題で、国の学力テストは今回なかったとのことですが、テストに頼る教育のあり方を見直し改善が求められます。あわせて不登校の問題で、少人数学級の実現で一人一人に教師の目が行き届くよう求めます。

あいち出会いと体験の道場推進事業委託で、平成22年度は自衛隊に南中から8名参加しているとのことですが、人の命を大切に教えている教育現場でそぐわないためやめるべきだと考えます。

次に、認定第2号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険の短期保険証が平成22年度は763世帯とふえています。その大きな原因は、国民所得の格差拡大と低所得者の増加と国民健康保険税が高いことが大きな要因であります。一昨年とその前年度2年続けて負担を増加させたことにより、支払いが厳しくなっているとの声もあり、制度そのものが国民皆保険制度の制度崩壊の危機に瀕していると言われております。原因は、国が健康保険の国庫負担を引き下げたことにあることは明らかであります。このような現状を改善するために、国庫負担率を引き上げ、以前の45%に引き上げるよう強く取り組むこととあわせて、愛知県の平均繰入金額2万9,207円より少ない高浜市の繰入金1万7,554円を増額して、国保税の引き下げに取り組むよう強く求めます。

認定第5号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計認定について。

下水道事業の公債費のピークが2つになり、平成29年くらいで84億円と、平成50年くらいに約86億円と考えているとのことですが、高浜市の下水道計画は流域下水道整備中心の計画になっていますが、この整備計画は多額の費用がかかることから、経済的にも時間的にも有利なかつ技術的にも改善が進められている合併浄化槽も含めて、抜本的な見直しが求められます。

また、下水道整備完了地域の接続率が速やかに向上しない原因は、低所得者や高齢者世帯などの経済的な理由が考えられますが、こうした世帯に対する接続工事費の補助制度など、接続を促進する施策が求められることを指摘し、反対討論といたします。

認定第7号 平成22年度高浜市介護保険特別会計決算認定について。

介護保険料は、滞納者数、滞納額ともに増加傾向にあり、これは少ない年金受給者に高い保険料を負担させている結果であります。この対策として、非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設を求めます。

また、平成24年度からの第5期介護保険料設定に当たり、県下一高い介護保険料を引き下げするために、基金を活用し、上乘せ、横出し施策を市の福祉施策で行えば、引き下げも可能ですし、高浜市は9段階にふやしましたが、津島市や東京都渋谷区のように、もっと段階をふやし、所得の多い方たちの段階をふやすようにして、所得の低い方たちの負担を軽くすべきです。

また、介護保険に伴う要介護者の障害者控除は、要介護1から5までの方は、該当する障害者

控除が受けられますので、全員に申請書を渡し、障害者控除を対象者全員に発行するよう求めます。

認定第8号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計決算認定について。

年齢で差別する医療保険で、どこの国にも例がない制度で、あちこちで異議申し立ての裁判も始まっています。現代版うば捨て山という批判もある制度で、2年ごとに天井知らずに保険料が上がるという制度です。

御主人が75歳になると、後期高齢者の保険に入る。すると、奥さんは国保でという場合、2人の保険料がそれまでの国保に入っていたときよりも高くなるということが出ています。こんな制度は中止すべきであることを指摘します。

認定第9号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について。

本市の水道は県水に100%依存して運営している関係から、県水の単価が水道料金に直接影響を受ける環境に置かれています。したがって、県企業庁が利用計画のない徳山ダムを完成させ、水源確保にかかわって進めている徳山ダムから長良川と木曾川への導水路の整備に890億円の巨額の費用を投じようとしています。脱ダムの時代に徳山ダムに3,500億円を投じ、この徳山ダムに導水路建設890億円を投入しようというのは二重の無駄遣いというもので、この開発費が将来、県水の単価にはね返ってくることは必至です。

また、設楽ダムは国土交通省が豊川上流の設楽町地内に建設を計画していますが、必要性に根拠はなく、建設費2,070億円、関連事業含め約3,000億円かかり、うち県の負担が1,400億円、下流の市町の負担は22億円、120戸が水没し地元への影響は甚大と言われます。これらが県水の単価にはね返ってくるのです。

決算審査意見書で、今後も企業等大口需要者の業務使用料によって、急激な落ち込みで前年度より減少、今後も企業等大口需要者の水道使用料の減少傾向は続くと言われ、しばらくは給水収益の伸びは期待できない状況にあると載っています。水の伸びを予測したものは、相当以前に立てられたものがもとになっており、これがダム等につながっているのです。

水道料金の値上げを阻止するためにも、国や愛知県が推進する無駄なダム建設や導水路建設計画を中止させるよう、関係機関に強力に働きかけるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

認定第1号から認定第9号まで賛成であります。さきに通告してあります認定第9号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について、賛成の立場から特に討論をさせていただきます。

水道は、私たちの生活や社会活動になくてはならないものであり、普及率は99.9%となっています。

蛇口をひねると、24時間いつでも安全で安心な水が安定して出てきますが、それは職員が昼夜を問わず施設の維持管理を行い、また老朽施設を計画的に更新していることで安定した給水が確保され、供給されている結果だと思えます。

平成22年度決算では、計量法による検定期間満了の関係で企業庁が量水器の取りかえを行ったため、有収率が若干下がったものの、96.19%と愛知県下の平均の93.1%と比較しても、県下で第5位と依然高い数値を維持しています。

これは、常日ごろからしっかりと給水施設の維持管理をしていなければできない数値だと思えますので、職員の皆さんの努力に対して敬意を表するものでございます。今後も頑張ってくださいと思います。

また、高浜及び吉浜配水場の監視制御伝送装置等の改修工事や高浜配水場の配水ポンプ設備等の改修工事も実施しており、老朽施設を更新し、安定給水の確保に努めるとともに、重要給水施設配水管布設替工事を初め、下水道工事等関連する工事では水道管を耐震管への布設替工事の実施等ライフラインの耐震化にも取り組まれています。今後も計画的に給水施設の更新や耐震化に努めることが重要課題であると思えます。

経営面においても、当年度純利益が5,401万9,515円計上されていますが、平成14年から現行料金が実施されておりますが、今後も企業努力をしていただいて、少しでも長く現行料金を続けるようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、14番、内藤皓嗣議員。

〔14番 内藤皓嗣 登壇〕

○14番（内藤皓嗣） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、認定第1号、第2号、第5号、第7号、第9号について一括し、賛成の立場より討論いたします。

平成22年度予算は、吉岡市政初の予算編成の年でありました。リーマンショック後に続く厳しい経済情勢の中でのスタートでありました。

平成21年12月より、「高浜市の未来を描く市民会議」が立ち上がり、高浜市総合計画審議会と平行進行し、平成31年に向けての基本構想と平成25年までの基本計画・アクションプランが策定されました。そして、平成23年1月の臨時議会において、議会は基本構想・基本計画について審議可決いたしました。市民と行政、そして議会が一体となって第6次総合計画が策定されたわけでありました。また、同時に自治基本条例も制定され、吉岡市政出発の、また高浜市の将来、そして市民主権という意味においても重要な意味を持つ年度であったととらえております。市長の言われるアシタのチカラとなる「高浜市の根っこ」につながるものと評価するところでございます。

以上を踏まえまして、認定第1号 平成22年度一般会計の決算では、歳入総額が141億1,433万2,830円に対して、歳出総額が131億3,004万1,666円となっております。前年度と比較して歳入においては2%の減少、歳出においても4.7%減少しています。

歳入面では、法人市民税が前年度より3億円ほど戻ったものの、個人市民税は逆に4億1,000万円余減となり、市民税収入は1億300万円余の減となりました。平成21年度の法人市民税が大幅な落ち込みを受け減少したため、基準財政需要額を下回ったため、普通交付税の交付団体となり、昨年に増して厳しい現状となりました。そのような中ではありますが、滞納繰越の回収に当たっては、予算減額に対し約2倍の収納がなされ、取り組みの成果を評価するものです。

一方、歳出においては、こうした厳しい現況下において緊急財政計画を立てられ、緊急性の高い事業、市民生活に不可欠な事業及びマニフェスト関連事業を優先的に実施するなど、真に必要な分野への重点化が図られるとともに、国の経済危機対策などを積極的に活用した地域雇用の充実、地域の活性化に向けた施策に取り組み着実に推進されましたことは、大いに評価するものです。実質収支額は9億6,051万7,714円で、前年度と比較して4億8,110万7,596円の増で、単年度収支額は黒字転換となっております。財政健全化判断比率など財務指標を見ても、総じて健全化が図られているものと判断いたします。

事業面では、県下で初めて事業仕分けが市民参加も加えて取り組まれました。市民の行政施策への関心や職員の意識改革にもつながったものと思います。

本格的な市民予算枠事業は、課題も幾つかあると思いますが、地域内分権の推進につながっていくものと確信し、見守ってまいりたいと思います。

教育面では、学校評価シンポジウムが開催されました。8年前から他市に先駆けて実施してきた学校評価事業の集大成として開催されたシンポジウムは成功裏に終え、現在策定中の教育基本構想へとつながっているものと評価するところです。

また、福祉面では、いきいき広場が担う地域包括ケアの充実を図るための子供の発達支援を初めとした新たな子ども家庭福祉ニーズに対応するための支援及び地域福祉活動を推進するために必要な支援機能を付加する施設の改修工事が3階に完成いたしました。23年度より事業がスタートしているところでございます。また、同時に、マシンスタジオがリニューアルされ、スペースが広がり、マシンもふえたということで利便性が図られました。今後は、各事業の充実を期待するところでございます。

認定第2号 国民健康保険事業特別会計では、景気の低迷によって国保税による財源の確保が厳しくなっている中、収納額としては減っておりますが、収納率は昨年度比2.4%増加し、滞納繰越分の収納率も4%増となっております。平成22年度より低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平均割の軽減割合を従前の6割、4割から7割、5割、2割に拡大し、軽減世帯は670世帯で、世帯平均で5,013円の軽減。また、減免については78世帯で、減免世帯平均で3万

1,377円を減免。非自発的失業者に対する軽減は109世帯で、軽減世帯平均で7万6,917円を軽減されており、低所得者の方への軽減も努められました。

特定健康診査事業においては、目標の65%には及びませんが、県下の平均21年度平均実績の33.9%に比べて高浜市は43.8%と高く、努力されておると評価いたします。さらに目標に向かって努力いただきますようお願いいたします。

認定第5号 公共下水道事業特別会計では、平成22年度は下水道整備面積17.1haが完成し、計画面積890ha中、410.2ha整備され、1.9%増で整備率も46.1%となっております。計画的に整備が進められていると思います。

水洗化率では、供用開始区域が拡大され、区域内人口が増加したものの、前年度並みの80.9%と維持されたことは、普及活動の成果と受けとめ評価するものです。

認定第7号 介護保険特別会計では、平成22年度の介護給付標準給付費計画値に対し、実績値割合が94.9%となっており、ほぼ計画どおりの実績であります。少子高齢化社会の進行とともに制度自体の運用が一層困難になってくると考えられますが、第5期事業計画策定に向け、あらゆる情報の収集、高浜市の状況を十分に把握するとともに検討を重ねていただき、持続可能な制度の継続をお願いするものであります。

認定第9号 高浜市水道事業会計においては、有収率が96.19%と前年度より0.19%減少いたしました。その原因がメーターの交換時期による仮メーターによるものであり、許容範囲内の誤差ということでやむを得ないことであると思います。

新規需要に伴う管網整備を初め、配水管監視制御装置等の改修及び高浜配水場の配水ポンプの改修、また配水管の耐震化も災害時の避難場所等重要な拠点を優先に計画的に努められました。事業収益は5,400万円余となっております。今後も有収率の向上に努められ、配水管の耐震化等施設整備を図り、災害発生時においても迅速な対応ができるよう努められ、安心安全な水の供給に努めていただくことをお願いいたします。

以上申し上げまして、認定第1号、2号、5号、7号、9号について述べさせていただきました。

今後は、財政面では中期財政計画に基づき、事業面では第6次総合計画が着実に進行されることを期待いたしまして、決算認定に対して賛成の討論といたします。

〔14番 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願に対して、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

本市の厳しい財政状況等を考えますと、十分と言えないまでも、昨年より低所得者の方に対す

る恒久的な保険税軽減として、軽減割合を7割、5割、2割に拡大し、低所得者に配慮した負担軽減の取り組みを実施してあります。また、納税したくても納税できない方々に対して、個々に相談等を行い、徴収猶予や分納などの配慮等の対応も行っていることでもあります。

今後も、医療費の増加が見込まれている中、国民健康保険制度を維持するためには、応分の負担は必要であり、ただ単に保険税を引き下げてくださいというのは、その負担分をだれが担うのか明確にしなければなりません。安易に一般会計から繰り入れることは、国民健康保険以外の健康保険加入者にとっては二重の負担ともなることから、市民間の税の公平性と妥当性を考えますと、慎重に対応すべきであると判断いたしまして、本請願には反対とさせていただきます。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、日本共産党高浜市議団を代表して、請願3号、4号の賛成討論を行います。

請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願。

本案は、高浜市沢渡町にお住まいの矢野善久さんが代表者で、808人の署名を添えて提出された請願です。

低所得者は7割、5割、2割の軽減を行っており、十分軽減策をとっていると考えるので反対とか、保険制度を維持するためには、応分の負担が必要であるので反対とか、5,600世帯の人たちに1世帯当たり1万円引き下げるとは、財源から考えても厳しいので反対などとの意見が出されてきました。

加入者に高齢者や失業者、非正規労働者など所得の少ない人がふえてきたことから、国保財政が厳しくなってきたこともあります。しかし、それは政府の施策が厳しくさせたものと言えるのです。

年々滞納額が増し、平成22年度の決算では収入未済額は5億6,325万7,325円（不納欠損額は3,919万8,690円）となっています。

そのために、短期証明書を受けておられる方は763世帯と増加傾向であります。また、資格証明書は1世帯あります。

健康保険は相互扶助、助け合いの精神が大事な制度であるという意見も出ましたが、以前の旧国民健康保険は、相扶共済の制度と規定されていましたが、今の国民健康保険法は、第1条で、国保は「社会保障及び国民保健」のための制度と規定、第4条では、国保の運営責任は国が負っていることを明記しています。ですから、国が財政的に支えながら、基礎自治体である市町村が保健、福祉とも連携しながら住民に医療を給付する社会保障の仕組みです。ということから、制度として軽減制度はあるけれども、助け合いの制度という言葉はありません。

国がそれまで医療費の45%の国庫補助をしてきたのを削って、現在では給付費の43%を国が助成し、県が7%を助成するなどしてきたために、医療費の30%くらいしか助成されていないため厳しくなってきたことと、市としても繰入金を行っていますが、愛知県内の市町村の繰入金は平均で2万9,207円であるのに対して、高浜市の繰入金は1万7,554円で低いほうから3番目です。刈谷市の繰入金は3万2,581円で約倍近い繰入金を入れているのです。保険税額は、高いほうから10番以内で1人当たり10万1,312円です。

このことから見ても、国に国庫補助率を45%に還元させるよう声を上げるのと、繰入金を増額させることが国民健康保険税の引き下げを可能にすることになると考え賛成します。

次に、請願第4号 子育て支援の充実を求める請願について賛成討論をします。

本請願は、呉竹町の篠原百合様ほか761人の請願です。

食費は個人消費活動であることから受益者負担の原則を踏まえ、公費負担はすべきでない。また、市の財政悪化を招くことにもなりかねないなど、反対意見が出されましたが、児童・生徒みんなが学校別に同じ給食を食べ、また食物アレルギーの子も安心して食べられる給食です。先生が同席していることも重要です。「同じかまの飯を食う」という言葉がありますが、まさに食育も教育と考えれば、教育の一環とすれば義務教育となります。現に無償化している自治体では、そういう考えで制度化しています。また、財政でいえば、来年は刈谷豊田総合病院の赤字補てんが原則としてなくなります。その分と法人市民税の不均一課税を実現すれば財源は確保できます。

2008年に食材が高騰した折に給食費が4,000円から4,400円に引き上げられました。その後、食材の値段が落ち着いても引き下げが行われていません。長引く不況で年収も減っている中で、市民は教育費の捻出に困っていることを考え、よって、この請願に賛成します。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、7番、杉浦辰夫議員。

〔7番 杉浦辰夫 登壇〕

○7番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い請願第4号 子育て支援の充実を求める請願に対して、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

義務教育の無償については、憲法第26条第2項に規定されておりますが、無償の見解は、「教科書国庫負担請求事件」によって最高裁判例が出されています。判例では、「憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」としています。したがって、国においては、これらの判例からも、義務教育の無償の件については、現行制度の実効性が担保されているものであり、当然のことながら無償化をすべきものではないと考えます。

また、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童、または生徒の保護者に対して必要な援助を行う就学援助制度については、三位一体の改革により国の補助は要保護

者のみとなったものの、当市においては、市単独事業として引き続き準要保護者についても援助を実施しており、援助費目の中には学校給食費も含まれております。

また、食費が一般的には個人の負担に帰すべきものであり、学校給食については、個々に食事をする場合に比べてかなり安価であることから、この時点で既に保護者負担の軽減がなされているものと考えられます。さらに、学校給食は個人の消費活動であることなどの観点から受益者負担の原則を踏まえ、公費負担はすべきではないと考えます。

そして、給食費に補助を行うことは、さらなる財政状況の悪化を招くことにもなりかねないことから、この請願には反対をさせていただきます。

〔7番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第11号に対して、市政クラブを代表して反対の立場にて討論させていただきます。

現行の市町村独自の授業料助成を拡充してほしいという陳情だと思いますが、私学といえども公の教育機関であります。公立高校の授業料が無料化され、同額が私立高校の授業料に対しても補助されるようになりました。国の制度が変更され、現在に至っております。

私立高校においては、大学への進学実績を上げる、あるいはスポーツ分野で活躍する人材の育成を図る等、それぞれ特徴のある教育を掲げています。ある意味、その学校の教育の行い方、運営の仕方に賛同して、その学校を選択して行かれるということですから、それなりの負担はやむを得ないと考えられます。

高浜市の場合、この西三河地区において、所得制限があるとはいえ、市独自の私学助成が、他市、他地域と比べて劣っているとは言えないと考えます。現状での私学助成の拡充をするということでは、いわゆるばらまき的であると言わざるを得ませんので、私は、市の財政出動に頼ることに違和感を覚えます。本来、高校は、愛知県の管轄であると思います。格差の是正は、国・県で考えていただきたいと思います。

よって、この陳情に対しては反対させていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、日本共産党高浜市議団代表して、陳情第1号の賛成討論をいたします。

陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情に賛成の立場で討論します。

保護者の所得額に応じて補助額に応じた方式に賛成だから反対など、意見が出されました。

本陳情は、だれでも私学助成を受けられるようにするための意見であり、所得制限のない知立市は425人（年間1人1万2,000円）、高浜市は75人（所得制限により1万2,000円と2万4,000円）です。この数字を見ても、所得制限があるかないとでは雲泥の差があります。不況が深刻化し、経済的理由で学校を退学したり、学費を滞納している生徒が急増しています。また、公立高校の無料化に伴い、公私間格差も大きく影響しています。高校受験の際にも高学費の私学を敬遠する傾向が年々強まっているとのこと。

国際人権規約は、高校や大学の教育を段階的に無償にすると定めており、高等教育の無償化については、先進国では日本のみ留保しています。欧米のほとんどの国では高校の学費はなく、大学も多くの国で学費を徴収していません。

このような流れの中で、また陳情において「本来学校は公立私立を問わず、教育の中身によって自由に選択することが望ましく」とあります。国・県、それにあわせて市町村独自の私学助成の拡充を求めています。したがって、本陳情に賛成させていただきます。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 13番、磯貝正隆議員。

○13番（磯貝正隆） 議長、よろしく申し上げます。

今、鷺見議員、日本共産党を代表してということではなく、高浜市議会を代表してという文言であったように承りますので、その辺ちょっと精査をしていただいて、変更なりしていただいて、賛成討論、頭の部分だけお直しをいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの動議について賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木勝彦） 挙手多数でありますので、鷺見議員の発言に対する確認を申し上げますので、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時、よろしく申し上げます。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の鷺見議員の発言の精査に係る動議につきまして、議長におきまして精査したところ、

その発言は、「議長の許しを得ましたので、日本共産党」、しばらく間を置きまして、「高浜市議団代表して」ということで、この2つの団体、高浜市議団を代表してという言い方が誤解に当たるとして、そういう発言を確認しましたので報告いたします。

なお、鷺見議員を初め議員におかれましては、明瞭な発言をされますようお願いいたします。これより、会議を続けます。

それでは、引き続き討論を始めます。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情に対して、反対の立場から日本共産党議員団を代表して討論を行います。

本案は、議場に国旗を掲揚してほしいという陳情であります。日の丸についての歴史は、明治時代において、貿易が盛んになり貿易にどうしても国の旗が必要となり、それまで使われてきた日の丸が慣例で国旗とされました。

その後、戦争でいずれもこの日の丸が使われ、アジアや沖縄の人たちにとっては、感情的にも歴史的にも受け入れられないこともあり、戦後間もないころは、一時、日の丸を掲揚することを許されなかったこともあるほどです。

賛成意見として、国を愛する考え方ははぐくんでいかなければならないと考えるとの意見がありました。日の丸はかつての神権天皇制のもとで、思想弾圧を行い、侵略戦争に駆り立てた象徴となったものであり、多くの人が日の丸を国旗とすることに疑問を抱いています。そういう意味では、国民的な議論の最中であり、市民的な議論が必要だと考えます。

外国でも、日本と同様、第2次世界大戦の侵略国であったドイツとイタリアでは、対戦当時と同じ旗を国旗としてはいません。

さらに重大なことは、君が代、日の丸が何の法的根拠もなしに、社会的慣習を理由に、一方的に国歌・国旗として扱われていることです。これは世界でも異常なことで、サミット参加国を見ても、ほかのどの国も憲法や法律で根拠を定めています。

国歌・国旗の問題を民主的な軌道に乗せて解決するためには、国民的な合意のないまま、政府が一方的に上から社会に押しつけるという現状を打開し、法律によってその根拠を定める措置をとることが最小限必要なことです。その際、ただ国会の多数決にゆだねるということではなく、この問題についての国民的な合意を求めての十分な国民的な討議が保障されなければなりません。

そして、法的根拠を定めるということは、国民の意思が変わった場合、民主的に改定する道も開くことにもなり、国民主権の原則にふさわしいものだと考えます。

議場はさまざまな市民の意見を反映させる言論の場であり、ほかのいかなる場所にも増して「思想・信条・信仰の自由」等が保障されなければなりません。当然市民感情や、意見の違いは

認めなければなりません。よって、シンボリックなものを置くべきではないと考えます。

平成11年に国旗・国歌法が制定されましたが、「強制しない」とわざわざ付記されたのは、公の場所に1つの価値観、1つの思想を持ち込むことはもちろん強制力が働くことは好ましくないことだと考えます。

以上のような理由で反対といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、議長のお許しを得ましたので、市政クラブを代表して、この陳情第12号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

お話がありましたように、1999年8月に国旗・国歌法が成立、施行されました。

当時の各種世論調査によれば、大多数の国民は、国旗・国歌法の制定前から日章旗・日の丸を国旗として受け入れているとあります。一例として挙げれば、法の制定一月前の7月にテレビ朝日が行った世論調査では、日章旗を日本の国旗とすることに反対する国民は8%であり、日本国民は、日章旗を日本国旗として受け入れているとあります。国旗は国民・国家の象徴であります。

最近の女子サッカー「なでしこジャパン」の活躍を見ても、応援の日章旗・日の丸をたくさん見ることができました。彼女たちの活躍はもちろんでありますが、国民・国家のアイデンティティの象徴である日の丸がたくさん振られていたことに感動を覚えたのは私ばかりではないというふうに思います。

もちろんスポーツに限らず、国際的な場面で認められております日章旗・日の丸であるということはいままでありません。

さきの総務建設委員会自由討議の中で、日章旗・日の丸を国旗として認めない公党があるということがわかりました。私は、一国民として非常に残念に思うところであります。

さて、平成17年からの議会改革会議のスタート当初、委員長報告にもありましたように、国旗・市旗の本会議場掲揚をテーマの一つとして提案をさせていただきました。残念ながら取り上げていただけませんでした。そのときの社会状況と当時と今どう違うか。皆さん御承知のとおりであります。

日本は今、とてつもない試練に立たされております。東日本大震災をこうむり、そして原発事故の問題、さらには歴史的な円高にも見舞われ、外交的にも、領土問題でも独自の主張を展開する「お隣」があるという厳しい国難とも言われる状況にあります。この厳しい国難とも言われる試練を決して日本の衰退の序章としてはなりません。未来を開くために、この日本という国のあり方、また国としてどうしていくのかを、今まさに国民一人一人がしっかりと考えて行動していかなければならないということでもあります。

「心を一つに、頑張ろう日本」、これは日本復興・再生のキャッチコピーの一つであります。まさにそのとおりであります。

その意味で、今こそ、陳情にありますように国民、国家の象徴である日の丸を大切に、尊重する心、そして国を愛するということの大切さを、私ども市民の代表である議会から率先して示すことが必要だと考えております。

なお、陳情にはありませんけれども、本会議場への市旗の掲揚も、日章旗・日の丸掲揚のセットとして私どもは考えておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情に対しての賛成討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、福祉

文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成22年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 平成22年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第5号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第6号 平成22年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第7号 平成22年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第8号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第9号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。
お諮りいたします。

陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第12号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採択に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第12号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

す。

請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願について、総務建設委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 子育て支援の充実を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択ですが、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第8号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択ですが、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決定い

たしました。

次に、陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第12号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○総務建設委員長（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月19日より21日までの3日間、静岡県富士宮市と栃木県益子町及び富山県富山市を視察いたしました。

富士宮市では、B-1 グルメによる商業振興について視察いたしました。

富士山本宮浅間大社を中心とする門前町として発展し、豊かな自然に恵まれ、広大な朝霧高原の酪農やわき水を使ったニジマス、日本一の標高差を生かした多品種の野菜など、古くから多くの食資源に恵まれ、「大宮の市」を開き大変にぎわっていましたが、時代の流れには逆らえず中心市街地が空洞化してきました。そこで、町なかを何とか元気にしたいという思いが広がり、平成11年に市役所及び富士宮商工会議所が主催して「中心市街地活性化基本計画策定のためのワークショップ」が開催され、富士宮市の中心市街地活性化基本計画が策定され、市民参加のワークショップは終了いたしました。

その後も、参加した市民の中から、自分たちでできることはないかとアイデアを出し合い、少しずつ動き始め、現富士宮やきそば学会会長の渡邊英彦氏がリーダーとなり、有志で会合を重ねる中、他県にはない特徴ある「焼きそば」に注目し、富士宮やきそばを通じて元気なまちづくりを目指し、富士宮やきそば学会を平成12年11月29日に設立し、現在も活動を続けております。中でも特筆すべきことは、富士宮やきそば学会は、市からの助成金を受けずに運営されております。

「富士宮やきそば」の商標登録を獲得するために各地域でイベント活動を行い、それらがマスコミで報じられる実績を積み重ねることにより、商標登録ができたということでした。「富士宮やきそば」の商標登録ができたことにより商標権が生まれ、活動はNPOが行い、資金運営は株式会社に委託して運営されております。

まちおこし活動による経済波及効果は、平成13年度から21年度の9年間で推計439億円となり、富士宮やきそばを食べに約50万人の観光客が訪れたとのことでした。

市役所及び富士宮商工会議所が開催したワークショップがきっかけとなり、1人のリーダー的市民の柔軟な発想と積極果敢な取り組みが、地域を巻き込んで成功に導いたものと思われま

す。益子町では、農産物等のブランド化の取り組みについて視察いたしました。

益子町は、土壌・気候に適した作物を育成し、付加価値を高めながら、消費者の購買意欲の向上と地産地消を進め、農村地域の活性化を図るための支援策として、平成20年度より農産物を主とした「益子ブランド」に取り組んでおります。

農作物などによる新たな商品開発や、農作物の持つ特性を生かすための実証ほ場などの取り組みに対する支援として、必要事業費の2分の1（上限30万円）を補助金として交付する事業で、

5つの部門のうち2部門の事業を組み合わせる場合には、上限は50万円となっております。

商品開発部門の取り組み事例といたしましては、益子産のいちごを使用した「いちごビール」、益子産みそにコラーゲンを入れた「コラーゲン入りみそ」、地元果樹使用の「ジャム」、そば粉を材料とした「そばコロッケ」、販売に適さない「はねもの」を利用した「惣菜つけもの」、米粉を有効活用した「米粉入り饅頭」、「米粉入りドーナツ」があります。

実証ほ場部門の取り組み事例といたしましては、LEDライトを利用したいちご栽培、落葉堆肥による土づくりと循環型体感農業の実践による「百姓番長」という銘柄のコシヒカリ米があります。

新たな用途開発部門としての取り組み事例は、益子焼の皿を「水切りすのこ」として活用した「そばの水切り皿」。その他、特認事業部門としての取り組み事例は、土づくりと優良果樹の生産、観光農業「益子果樹の里ブランド」があります。3カ年の補助金実績は10件で、補助金交付額にして295万円ほどとなっております。

今後の課題としては、道の駅の建設に向けての販売促進や、東京に栃木県のアンテナショップが開設される予定で、PR活動をさらに強化・展開していくなど、行政主導による商品開発と販路開拓に力を入れていく予定である。また、既存商品の掘り起こし、異業種間の交流、地産地消へのさらなる取り組み、加工品にこだわらず農産物のブランド化の推進にも力を入れていくとのことでした。

富山市では、環境事業について、廃棄プラスチックのリサイクル工場と富山市エコタウンの視察を行いました。

廃棄プラスチックのリサイクル工場である株式会社富山環境整備では、会社概要とリバーシステムの説明を受け、廃プラスチックを再生原料にする施設と、再生材料を製品化する再生品製造施設を見学いたしました。

リバーシステムの特徴としては、多種多様なプラスチック廃棄物の再生品化・複雑なプラスチック材料、不完全な分別・洗浄でも再製品化可能とし、リバーシステム製品は何度でもリサイクル可能ということでした。

課題として、年間7万9,000tほどの処理能力があるが、現在、4万3,000tほどで稼働率が約55%、収集したごみの収納率は約48%で、約70万枚のパレットを製品化し、残り52%は発電の燃料として、約3分の1の電気を賄っているとのことでした。課題としては、単年の入札制度がネックとなり、廃棄プラスチックが安定確保できないこと、廃プラ品質のよしあしで再商品化の質の向上やコスト削減等が難しいとのこと。

本市からも、今年度は高浜衛生が収集をした廃プラスチックをペール化して、月2回ほど約240t搬入されており、異物混合率はAランク（良い）とのことでした。

また、富山市エコタウン事業では、循環型のまちづくりの実現を目指し平成14年に承認され、

富山市の海岸地の工場跡地約18haにエコ産業団地を設置し、資源循環施設の拠点としてリサイクル施設を集約し、エネルギー利用も含め廃棄物ゼロを目指しております。現在、団地で6社が操業しておりました。

初めに、環境・ごみ問題に対する学習活動の拠点施設であるエコタウン交流推進センターでエコ産業団地の概要説明を受け、その後、木質系廃棄物を炭化処理する施設のアイオーティカーボン株式会社と、廃食用油をバイオディーゼル燃料にする施設の富山BDF株式会社の2社を施設見学いたしました。課題としては、ここでも廃棄物の量の確保が難しいとのことでした。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては事務局に資料が提出してありますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 登壇〕

○福祉文教委員長（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月11日より13日までの3日間、兵庫県西宮市、山口県山口市、防府市、京都府京都市を視察いたしましたので、その概要を報告させていただきます。

西宮市では、西宮情報センターにおいて、被災者支援システムの概要について説明を受けました。

被災者支援システムの機能として、1点目、犠牲者・遺族管理システム、2点目、緊急物資管理システム、3点目、倒壊家屋管理システム、4点目、復旧・復興関連システム、5点目、避難所関連システム、6点目、仮設住宅管理システムの6つのサブシステムで構成されており、ウェブ版ベースでシステムを構築し、サーバーのOSにはリナックスを採用することにより、利用するためのランニングコストを低減し、パソコン側はマイクロソフト・オフィスのエクセルで利用できるため、利用者の方にとっても利用しやすい環境が提供されているとの説明でした。また、要支援者の方に対して素早く支援するために、福祉部門と連携して要支援者の方の情報を消防署に提供し、人命救助に役立てる等のことも実施されているとのことでした。

高浜市においても、要支援者に対する理解活動とその支援方法について一歩踏み込んだ活動が必要であると感じます。

いざ災害が発生したときに、優先順位を的確に決めて、重点思考でその活動を進めるための危機管理活動の見直しを点検する必要があると感じました。

2日目は、夢のみずうみ村山口デイサービス、高齢者就労支援施設「スープ屋さん 夢結び」、夢のみずうみ村防府デイサービスで施設見学と概要の説明を受けました。

夢のみずうみ村山口デイサービスは、介護保険の対象者の利用する施設として設立され、特徴としては、朝施設に来られて、その日一日の過ごし方を御自分で決めた後、白板にスケジュールを張り、自分の意思で決めた予定に従って1日を過ごすというもので、白板に登録したスケジュールは、個人ごとに施設の職員がパソコンに登録し、個人のデータを管理されていました。

施設への登録者の方は400人から500人で、1日当たりの施設利用者の方は100人から150人程度の方がお見えになって利用されており、施設内で利用できる通貨ユーメを獲得して自分のやりたいことをするために生き生きと行動されていました。

お昼は、高齢者就労支援施設「スープ屋さん 夢結び」で、750円で提供されているバイキング形式の食事をいただきましたが、食事している間も、店内はほぼ満席の状況で盛況に運営されておりました。

夢のみずうみ村防府デイサービスは、施設の運営方法等については、山口と同様の運営をされていましたが、海の近くの施設ということもあり、山口ではなかったクルージング・魚釣りのメニューが追加され、また海水を利用した温水プールで歩行訓練ができるようになっていました。

施設利用者の方の負担が思ったより安く、利用しやすい範囲に抑えられており、他の施設と差別化されて特色を出していることが、安定した利用につながっているように見えました。

京都市では、平成16年から開始された小中一貫教育について、背景とねらい・その形態について説明をいただきました。背景としては、京都の文化の中で「地域の教育は地域でという考え方」が強く、学校への思い入れの強い地域となり、結果的に学校文化が専門的・閉鎖的になってきていた。

そういった時期に、教育長歴任者の前市長が誕生し、外部の方に見ていただいて学校を変えていくことに取り組みられ、平成9年から10年ごろから評議員制度、第三者評価制度をいち早く導入して学校改革に取り組み始めたことがきっかけとなり、小中一貫教育の布石となっているとのことでした。

そのねらいとしては、1点目に、小・中学校での目指す子供像を共有し、子供たちの生きる力の育成を図る。2点目に、教育課程の変遷や指導形態の工夫・改善を図り、確かな学力の育成を目指す。3点目に、子供たちの教育活動の連続性を高める。4点目に、小・中学校の教職員間の連携と協働を深める。5点目に、家庭や地域との連携・協力を一層推進するというもので、小中一貫教育の形態としては、施設一体型、施設併用型、連携型というものがあるということでした。

以上が調査の概要ですが、詳細につきましては議会事務局に資料がありますので、御参照いただきますようお願いして、報告といたします。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

ここで、9月21日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月21日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の取り扱いについて、本日、日程を追加し、審議することに決定をいたしました。

皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

ただいま、意見案第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書が追加提出され、これを受理いたしました。

この際、これを日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、意見案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切な

る願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度より小学校第1学年における35人以下学級編成の法制度化がされたが、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、今後、小学校第2学年以上における35人以下学級の実現を含めた定数改善計画の早期実施が不可欠である。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成24年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日。高浜市議会。

全議員の皆様の御賛同を心からお願い申し上げます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

どうかよろしく願いをいたします。

[16番 小野田由紀子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、あいさつ。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成23年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月1日から本日9月28日までの28日間にわたりまして、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案11件及び認定9件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決、あるいは御認定を賜りまして、まことにありがとうございました。

報告1件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の課程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これをもって、平成23年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月1日開会以来、本日までの28日間の長期間にわたり、議員各位には大変御多忙中にもかかわらず、終始御熱心に審議していただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここにその全議案を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

午後1時47分閉会
